

# ○国立大学法人信州大学教育企画委員会教職教育部会細則

令和4年4月20日教育企画委員会制定  
令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人信州大学教育企画委員会規程(平成25年国立大学法人信州大学規程第124号)第7条第2項に基づき設置する国立大学法人信州大学教育企画委員会教職教育部会(以下「部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会は、信州大学(以下「本学」という。)において教職課程の改善・充実等に積極的に取り組み、総合大学としての資源・機能を活用したより質の高い教員養成を行うため、全学的な協力の下で教職教育の諸問題を検討し、必要な事項を審議することを目的とする。

(職務)

第3条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な事項を処理する。

- (1) 教職教育の実施に係る基本方針に関すること。
- (2) 教職教育の全学的支援連携に関すること。
- (3) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に係る課程認定に関すること。
- (4) 教職教育実施における本学と県市町村教育委員会等との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (6) その他教職教育及び教職教育に関連する課程等に係る基本的事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 教育基盤構築センター長
  - (2) 教育学部長
  - (3) 全学教育センター長
  - (4) 各学部から選出された教員 1名
  - (5) 教育基盤構築センター教職支援部門長
  - (6) その他部会が必要と認める者
- 2 前項第4号に規定する部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第4号に規定する部会員に欠員を生じた場合の後任の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、前条第1号に規定する者をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した部会員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 部会は、部会員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 部会が必要と認めたときは、部会のもとに分科会を置くことができる。

- 2 分科会に関し必要な事項は、部会が別に定める。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この細則は、令和8年4月1日から施行する。